

令和4年度 見沼区市民活動ネットワーク第1回交流会

日時：令和4年6月15日（水）
10時～

会場：見沼区役所2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和3年度見沼区市民活動ネットワーク活動実績
- (2) 各団体による活動紹介

4 議 事

- (1) 令和4年度見沼区市民活動ネットワーク交流会及び事業等の予定
- (2) 第20回見沼区ふれあいフェア実行委員会委員の推薦
- (3) 見沼区みんなの広場への推薦








5 事務連絡

- (1) さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金
- (2) 事業PR

6 閉 会

3 報告事項

(1) 令和3年度見沼区市民活動ネットワーク活動実績

開催日	内容
令和3年 6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回交流会 ・令和2年度見沼区市民活動ネットワーク活動実績 ・各団体による活動紹介 ・令和3年度見沼区市民活動ネットワーク交流会及び事業等の予定 ・第19回見沼区ふれあいフェア実行委員会委員の推薦 ・見沼区みんなの広場への推薦 ・さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金 ・事業PR
10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回交流会 ・見沼区ふれあいフェアに代わるPRの場の検討 ・市民活動ネットワークまつり開催概要検討 ・Twitter活用について
11月13日	●【中止】見沼区ふれあいフェア出店
11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回交流会 ・動画作成勉強会 ・市民活動ネットワーク紹介動画作成 ・市民活動ネットワークまつり開催概要の検討
12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回交流会 ・出張！見沼区市民活動ネットワークPR展 ・動画作成勉強会 ・市民活動ネットワークまつり
11月9日～ 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●出張！見沼区市民活動ネットワークPR展 ①片柳コミュニティセンター②東大宮コミュニティセンター ③七里コミュニティセンター④見沼区役所 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div>
令和4年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ●第5回交流会 ・見沼区市民活動ネットワーク紹介動画作成 ・動画作成勉強会 ・見沼区市民活動ネットワークまつり ・見沼区市民活動ネットワーク広報紙 ・見沼区市民活動ネットワークPRコーナーの抽選 ・第20回見沼区ふれあいフェア実行委員会実行委員の推薦依頼 ・令和4年度見沼区みんなの広場への推薦依頼
3月10日～ 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動ネットワークまつり(見沼区役所) <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>

4 議事

(1) 令和4年度見沼区市民活動ネットワーク交流会及び事業等の予定

◆見沼区市民活動ネットワークの意義

- ・ネットワークは目的ではなく、手段である。
- ・まずは個々の団体の活動がベースであり、その活動を助け、プラスを得る機会がネットワークである。
- ・団体同士が活動の悩みや知恵、経験や資源などを共有することにより、団体の活動を活性化させること
- ・市民へのPRの機会になること
- ・団体の成長に繋がること

◆令和4年度の活動スケジュール案

月	内 容	備 考
6月 (第1回交流会)	令和3年度活動報告 令和4年度事業案の検討	事業PR・ネットワーク補助金
8月 (第2回交流会)	ふれあいフェア出店内容検討 ネットワークまつり開催概要検討	
10月 (第3回交流会)	ふれあいフェア出店内容詳細検討 ネットワークまつり内容検討	
11月12日	ふれあいフェア出店	
12月 (第4回交流会)	ふれあいフェア(報告) ネットワークまつり開催内容検討	
2月 (第5回交流会)	ネットワークまつり開催内容検討 (会場レイアウト等検討)	PRコーナーの抽選
3月中旬	ネットワークまつり	

(2)第20回見沼区ふれあいフェア実行委員会委員の推薦

◆第20回見沼区ふれあいフェア

○開催趣旨：郷土づくりと郷土意識の醸成及び地域住民の連帯をより一層高めることを目的に開催する。

○日 時：令和4年11月12日（土）（予定）9時30分～15時30分

※荒天の場合13日（日）

○場 所：堀崎公園、見沼区役所(予定)

◆実行委員会について

見沼区ふれあいフェアは、円滑な運営を図るため実行委員会を組織しています。

毎年、市民活動ネットワークから2団体、各1名の推薦をお願いしています。

○内容

・第1回実行委員会：6月21日(火) 午前9時30分から(予定)

・実行委員会(全5回)や部会へ参加し、ふれあいフェアの内容・実施方法について検討。

※部会…例年第1回実行委員会にて部会の設置・担当を決定します。また、8月下旬には、ステージ部会、ブース部会、イベント部会の担当に分かれて内容を協議することを予定しています。

・当日(11/12(土)を予定)実行委員として参加。(開会式・閉会式に参加していただきます)

近年の実行委員選出状況

平成26・ 27年度	NPO法人 地域人ネットワーク	NPO法人 自然観察さいたまフレンド
平成28年度	NPO法人 地域人ネットワーク	ボーイスカウト見沼区所在団
平成29年度	つくしんぼの会	ボーイスカウト見沼区所在団
平成30年度	見沼区防災アドバイザー会	NPO法人 健康増進推進会議
令和元年度	NPO法人さいたまスポーツクラブ	見沼区防災アドバイザー会
令和2年度	埼玉竹とんぼの会	NPO法人みぬマルシェ実行委員会
令和3年度	NPO法人さいたま ユースサポートネット	NPO法人みぬマルシェ実行委員会

第20回(令和4年度)見沼区ふれあいフェアスケジュール(案)

実施/予定	内容	詳細
6月21日(火)	実行委員会(第1回)	規約の決定 役員(会長・副会長・会計・監事)の選出 事業概要の決定 予算書の決定 部会の設置及びメンバー選出 会場設営業務の指名業者選定の決定 今後のスケジュール
7月下旬	実行委員会(第2回)	今年度の開催における変更点の検討 来年度開催内容の検討
8月下旬	イベント部会	スポーツコーナー、子どもコーナーのイベント内容確認等
	ブース部会	ブース応募団体の確認等
	ステージ部会	ステージ応募団体の確認等
9月上旬	実行委員会(第3回)	各部会の報告 PR活動について
10月上旬	ブース出店者説明会	ブース出店者説明会
	ステージ出演団体説明会	ステージ出演団体説明会
10月中旬	実行委員会(第4回)	各部門内容の最終確認 荒天時の対応 駐車場・交通案内 実行委員の役割分担
11月12日(土)	開催当日	
11月13日(日)	予備日	
12月中旬	実行委員会(第5回)	実施状況 反省課題

※今年度は、7月下旬に第2回実行委員会を開催し、今年度の開催における変更点や来年度の開催内容について検討します。

(3) 見沼区みんなの広場への推薦

見沼区みんなの広場

- 目的 区の魅力をより一層高めるため、区民の意見を集め、区の施策を充実させる方向で区職員と区民が協働の可能性も含めて話し合う場として開催する。
- 内容 見沼区のまちづくりに掲げている事業等、区役所が実施する事業に沿った内容とする。
令和4年度の内容は「見沼区八景をもっとたくさんの方に知っていただくためのクイズラリーを企画するにあたって、見沼区八景周辺や、クイズの内容について話し合ってください。」

※見沼区八景とは、見沼区区民会議により「みんなで選ぼう見沼区のシンボル」を合言葉に、後世に残したい素晴らしい景観として、区民の皆さんのアンケートに基づいて平成20年5月に選定された景観地です。

詳細は市ホームページからご確認ください。



- 組織 10人程度
 - ・公募 若干名
 - ・各種団体、見沼区市民活動ネットワークから推薦された者
 - ・大学から推薦された者
- 開催 年3回程度、平日の日中、区役所にて開催
(8月、11月、1月頃の3回を予定)
- 報酬及び費用弁償 報酬は支給しませんが、出席に対する謝礼として予算の範囲内で定めた額をお支払いします。

◆市民活動ネットワークからは、2団体、各1名の推薦を依頼します。

《参考：過去の区民会議及びみんなの広場における選出団体》

見沼区市民活動ネットワーク 登録団体名	平成 25・26 年 第6期 区民 会議	平成 27・28 年 第7期 区民 会議	平成 29・30 年 第8期 区民 会議	令和 元年 みんな の広場	令和 2年 みんな の広場	令和 3年 みんな の広場
NPO 法人自然観察さいたまフレンド	○	—	—	—	○	—
配食サービス ひまわり	○	○	○	—	—	—
NPO法人 地域人ネットワーク	○	○	○	○	—	—
ボーイスカウト見沼区所在団	—	—	—	○	—	—
雑学大学	—	○	—	—	—	—
埼玉竹とんぼの会	—	—	—	—	—	○
NPO法人 みぬまで暮らす会	—	—	○	—	—	—
芝浦工業大学「場助っ人」	○	—	—	—	—	—
膝子こいのぼりの会	—	—	○	—	—	—
見沼区防災アドバイザー会	—	—	—	○	—	—
さいたま市みどり愛護会見沼区連絡会	—	—	—	—	—	○
見沼ファーム21	—	○	○	—	○	—
るびなす文庫	—	—	—	—	○	—

5 事務連絡

(1) さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金

さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金について

見沼区では、見沼区市民活動ネットワークに登録している団体が実施する公益的な事業に対し、補助を実施しています。

1 補助対象事業

見沼区内で実施し、区民の誰もが参加することができ、次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 見沼区の特性・特徴を活かした魅力あるまちづくりのための事業
- (2) 見沼区民のコミュニティの醸成を図るための事業
- (3) 見沼区の地域交流を図るための事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が見沼区の地域コミュニティの醸成及び魅力あるまちづくりに資すると認める事業

※ 団体の運営に対してではなく、団体が行う事業に対して補助します。

《確認事項》

- 営利目的ではない
- 宗教的又は政治的な宣伝を意図するものではない
- 見沼区で実施し、区民の誰もが参加できる事業である
- さいたま市の他の補助金を受けていない
- 見沼区内の団体の主催である
- 暴力団が実施するものではない
- 役員に暴力団員に該当する者がいない
- 趣味の会、サークル等の行う事業ではない

2 補助金額

補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1以内で、20万円を限度とします。

(※ 千円未満の端数は、切り捨てです。)

【例】 事業経費の総額 265,000 円のうち、補助対象外となる経費が 30,000 円の場合

- ・ 補助対象経費 $265,000 - 30,000 = \underline{235,000}$ (円)
- ・ 補助金の額 $\underline{235,000} \times 1/2 = 117,500 \rightarrow \underline{117,000}$ (円)
(千円未満切捨)

3 補助回数

同一事業への補助は、1年度につき1回限りとなり、通算して3回を限度とします。

4 補助対象経費と補助対象外経費

費目	補助対象となる経費の例（○）	補助対象とならない経費の例（×）
報償費	外部講師や指導者への謝金	支出先が明確でないクオカードや図書券などの金券等
旅費	外部講師や指導者の交通費等	参加者の交通費等
消耗品費	事業に係る資料、パンフレットの用紙・トナー代、材料費、参加者へ配る記念品等	事業以外に使用する資料等の用紙代、材料費等
食糧費	外部講師や指導者へのお茶・お弁当代	団体構成員・参加者への飲食代
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷製本費（事業者へ委託し印刷製本を依頼した場合）	事業以外に係るチラシ、ポスター、団体宣伝用パンフレット等の印刷製本費
通信運搬費	事業に係る資料を送付するための切手代等	事業以外に係る資料を送付するための切手代等
委託料	事業の一部を事業者等へ委ねる場合に要する費用（企画、会場設営・運営、警備、看板・チラシ・ポスター・ホームページ等の制作、広告掲載等）	事業の全部を事業者等へ委ねる場合に要する費用
保険料	来場者・参加者保険	事業期間以外の長期にわたる保険、参加料の中で賄われる参加者保険等
使用料及び賃借料	事業期間に係る会場使用料、機器類の賃借料	事業以外や事業期間以外の長期にわたる会場等の使用料
備品購入費	事業用品等の購入費	パソコン、プリンター、コピー機等、団体の運営に通常使用が可能な備品購入費

※ 補助対象となる事業に掛かる経費に限ります。

（団体運営・その他の事業に掛かる経費等は、対象外となります。）

※ その他、補助対象とならない経費の例を挙げます。

- ・ 団体維持、運営に関する経費（団体構成員等に支払われる人件費等、事務所の光熱費）
- ・ 団体のみが利益を受ける資産形成につながる経費
- ・ 支出目的が不明確なもの（ガソリン代、電話代等）

※ 領収書等により、内容・支払元・支払先・支払日・金額を明らかにすることが必要です。

領収書のないものは、経費と認められませんのでご注意ください。

希望調査から補助金交付、事業完了までの流れ

年	市民活動ネットワーク登録団体	見沼区(コミュニティ課)
令和4年度	<p>■調査書の作成・提出</p> <p>※令和5年度に事業の計画があり、補助金交付を希望する団体は、提出してください。</p>	<p>■令和5年度見沼区市民活動ネットワーク事業補助金に関する調査書の送付(7月下旬に送付を予定)</p> <p>■予算確定(市議会の議決)</p> <p>※予算の範囲内で事業を実施します。</p>
令和5年度	<p>■補助金交付申請書の提出</p> <p>※関係書類を添えて交付申請書を提出してください。</p>	<p>■申請書提出のお声掛け・申請様式の送付</p> <p>■補助金交付申請書の受領</p> <p>■見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付審査委員会による審査</p> <p>■補助金交付決定</p>
	【事業が補助対象となる】	
	<p>■補助金交付決定通知書の受領</p> <p style="text-align: center;">【事業完了】</p> <p>■実績報告書の提出</p> <p>※関係書類を添えて、3月初旬までに実績報告書を提出してください。</p> <p>※<u>交付決定通知前の領収書は、補助対象外となりますのでご注意ください。</u></p> <p>■補助金確定通知書の受領</p> <p>■補助金請求書の提出</p> <p>■補助金の受領</p>	<p>■補助金交付決定通知書の送付</p> <p>■実績報告書の受領・審査</p> <p>■補助金確定通知書の送付</p> <p>■補助金請求書の受領・交付</p> <p>※指定された口座(口座名義に団体名のあるもの)に振り込みます。</p>
【補助事業の完了】		

希望調査から補助金交付、事業完了までの流れ

年	市民活動ネットワーク登録団体	見沼区(コミュニティ課)
令和4年度	<p>■調査書の作成・提出</p> <p>※令和5年度に事業の計画があり、補助金交付を希望する団体は、提出してください。</p>	<p>■令和5度見沼区市民活動ネットワーク事業補助金に関する調査書の送付(7月下旬に送付を予定)</p> <p>■予算確定(市議会の議決)</p> <p>※予算の範囲内で事業を実施します。</p>
令和5年度	<p>■補助金交付申請書の提出</p> <p>※関係書類を添えて交付申請書を提出してください。</p> <p>※申請から補助金の受領まで約1か月かかります。</p>	<p>■申請書提出のお声掛け・申請様式の送付</p> <p>■補助金交付申請書の受領</p> <p>■見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付審査委員会による審査</p> <p>■補助金交付決定</p>
	【事業が補助対象となる】	
	<p>■補助金交付決定通知書の受領</p> <p>■補助金請求書の提出</p> <p>■補助金の受領</p> <p style="text-align: center;">【事業完了】</p> <p>■実績報告書の提出</p> <p>※関係書類を添えて、3月初旬までに実績報告書を提出してください。</p> <p>※<u>交付決定通知前の領収書は、補助対象外となりますのでご注意ください。</u></p> <p>■補助金確定通知書の受領</p> <p>※戻入がある場合は戻入額を金融機関にてお振込みください。</p>	<p>■補助金交付決定通知書の送付</p> <p>■補助金請求書の受領・交付(概算払)</p> <p>※指定された口座(口座名義に団体名のあるもの)に振り込みます</p> <p>■実績報告書の受領・審査</p> <p>■補助金確定通知書の送付</p>
【補助事業の完了】		

さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住みよい豊かな地域社会の形成に資するため、見沼区の地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を目的として見沼区市民活動ネットワークに登録された団体が実施する事業に対し、さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）に基づき、見沼区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、見沼区内で実施し、区民の誰もが参加することができ、次の各号のいずれかに該当する事業その他区長が見沼区の地域コミュニティの醸成及び魅力あるまちづくりに資すると認める事業とする。

- (1) 見沼区の特性・特徴を活かした魅力あるまちづくりのための事業
- (2) 見沼区民のコミュニティの醸成を図るための事業
- (3) 見沼区の地域交流を図るための事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的と認められるもの
- (2) 宗教的又は政治的な活動や宣伝と認められるもの
- (3) 見沼区内の一部地域の住民を対象とするもの
- (4) 本市の他の補助金を受けて実施するもの
- (5) 公序良俗に反すると認められるもの
- (6) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）が実施するもの
- (7) 役員（代表理事、理事、監事等事業執行役又はこれらに準ずるものをいう。）

のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある団体が実施するもの

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に定める補助対象経費の2分の1の範囲内で20万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助回数）

第4条 同一事業への補助は、1年度につき1回限りとし、通算して3回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会則、規約又はそれに代わるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、申請団体の行う事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付審査委員会（以下「委員会」という。）における当該申請に係る書類の審査結果及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 区長は、第1項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、その結果をさいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

3 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付すこ

とができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた団体（以下「決定団体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の変更等)

第8条 決定団体は、事業計画を変更（区長が認める軽微な変更を除く。）し、中止し又は廃止しようとするときは、遅滞なく、さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による承認の申請があったときは、内容を審査し、また必要に応じて委員会に諮り、その結果をさいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 決定団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかにさいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査を行い、その報告に係る補助事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金確定通知書（様式第6

号)により、当該決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後に交付するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、第6条第1項の規定による補助金の交付決定後、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金請求書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 区長は、決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(1) この要綱の規定に違反し、又は区長の指示に従わないとき

(2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき

(3) 事業を行うに当たり、不正、その他不適当な行為を行ったとき

(4) 事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき

(5) 前条第1項ただし書の規定により交付を受けた補助金の額が、第10条の規定により確定した額を超えているとき

(6) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定により返還を請求する日から起算して15日以内とする。

(書類の整備)

第13条 決定団体は、補助金の交付に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、補助対象事業完了の日の属する年度の翌年から5年間保存しなけ

ればならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項各号の規定は、この要綱の施行の日以後にさいたま市見沼区市民活動ネットワーク事業補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費

経費項目	補助対象経費の内容
報償費	外部講師や指導者への謝金等
旅費	外部講師や指導者の交通費等
消耗品費	事業に係る資料、パンフレットの用紙代、材料費等
食糧費	外部講師や指導者のお茶、弁当代
印刷製本費	事業に係るチラシ、ポスター等の印刷製本費
通信運搬費	事業に係る資料を送付するための切手代等
委託料	事業の一部を事業者等へ委ねる場合に要する費用等（企画、会場設営・運営、警備、看板・チラシ・ポスター・ホームページ等の制作、広告掲載等）
保険料	来場者・参加者保険等
使用料及び賃借料	事業期間に係る会場使用料、機器類の賃借料等
備品購入費	事業用品等の購入費等
備考：クレジットカード等の使用について 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与されたとき、又は補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与されたときは、その支払いをした経費は、補助対象経費として取り扱うことはできない。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うことができる。	

市民活動ネットワーク事業補助金交付一覧

年度	団体名	事業名	事業の目的	事業概要	交付申請額	通算回数
H25	膝子こいのぼりの会	膝子こいのぼり祭り	地域の交流と賑わいをもたらすこと	膝子こいのぼり祭りの開催	190,000	1
	特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会	講座「終活…転ばぬ先の杖」 事業	①元氣な今、緊急時や終末期のことについて考え準備していくことが安全対策の第一歩であることを理解してもらう ②講座をとおして地域の人と繋がり、交流の輪を広げ、信頼できる友人を作る	8回にわたる終活講座の開催	200,000	1
H26	膝子こいのぼりの会	膝子こいのぼり祭り	①地域の人々の交流と賑わいを創作する ②子供たちの健やかな成長を願う	①膝子こいのぼり祭りの開催 ②見沼たんぼの清掃活動	187,000	2
	見沼区防災アドバイザー会	防災講演会	見沼区全体の地域防災の底上げと個人々の自主防災対策に対する啓発	2回の防災講演会の開催	112,000	1
	NPO法人 自然観察さいたまフレンド	花暦ウォッチング	見沼たんぼ最大の斜面林「大和田緑地公園特別緑地保全地区」に自生する野草の花を調べ記録し、市民に紹介する	①野草の蕾・開花・結実を調査し、記録 ②自然観察・ハイキングの開催 ③2回のイベント内での花暦ウォッチング紹介 ④花暦ウォッチングの自然観察・調査を整理し、編集した後、報告書発行	187,000	1
	特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会	講座「終活…転ばぬ先の杖」 事業	①受講者が自助・公助・共助について主体的に考える ②自助努力を行うために必要な情報の提供 ③共助の仕組みに参画できる高齢者の増加	7回にわたる終活講座の開催	175,000	2
	地域 de 子育て応援サークル Vanilla	子育てを応援する講座の開催	未就学児と共に過ごす人が地域につながるきっかけをサポートする	月2回程度の、保育付講座・親子講座・地域に繋がるきっかけの提供	200,000	1
H27	膝子こいのぼりの会	膝子こいのぼり祭り	子供達の健やかな成長を願い、行事として近年個人宅で庭等に掲げることの少ないこいのぼりを、見沼たんぼの1画に大小様々な掲げると共に、地域の人々との交流と賑わいをもたらすこと	膝子こいのぼり祭りの開催	195,000	3
	NPO法人 さいたまスポーツクラブ	見沼区スポーツ地域活性化 スポーツ事業	サッカーの楽しさ、仲間たちとのふれあいのサポートや生涯スポーツの振興	①大宮アルディージャ専任プロコーチの指導によるサッカークリニックの開催 ②生涯スポーツの振興を目的としたグラウンド・ゴルフの大会の運営	200,000	1
	地域 de 子育て応援サークル Vanilla	子育てを応援する講座の開催	子育て中の方が参加できる保育付講座・親子講座・地域につながるきっかけの提供	月2回の子育てを応援する講座の開催	200,000	2
	見沼区防災アドバイザー会	防災講座	見沼区全体の地域防災の底上げと個人の自主防災対策に対する啓発・啓蒙	2回の防災講座の開催	150,000	2

市民活動ネットワーク事業補助金交付一覧

年度	団体名	事業名	事業の目的	事業概要	交付申請額	通算回数
H28	NPO法人 さいたまスポーツクラブ	親子ふれあいサッカークリニック	区内の幼児を対象に、サッカーを通じたコミュニケーションにより親子の絆を深めること	大宮アルディージャ専任のプロコーチ指導によるサッカークリニックの開催	117,000	2
	特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会	講座 「ぜひ知っておきたい… 高齢期の医療&看護&介護」	加齢と共に必ず起こる身体機能の衰えや病気に対する備えを考えておくことができるように、地域の住民に情報を提供すること	5回に及ぶ終活講座の開催	200,000	3
	見沼区防災アドバイザー会	防災講演会	地域防災力の底上げと地域コミュニティの推進	2回の防災講演会の開催	200,000	3
	NPO法人 見沼ファーム21	「見沼たんぼの生きもの調べ」 冊子作成	見沼たんぼに棲む多様な生き物を市民に紹介し、貴重な自然が残る区内の見沼たんぼへの関心を持ってもらう	実施してきた「たんぼの生きもの調べ」をまとめ、冊子を作成し、見沼区内の全小学校や学童保育園、公民館、コミュニティセンター、図書館等に配布、また見沼区文化まつり等で配布	100,000	1
H29	みぬマルシェ(地産地消市) 実行委員会	みぬマルシェ(地産地消市)	見沼区産の野菜等の直売を行うことにより、区民が地元の生産者とのふれあい、地産地消を促進し、地域の魅力を発信するとともに、見沼区産の野菜等のブランド化を図ること	事業目的に賛同した地元の生産者に出店していただき、毎月最終水曜日に地産地消市を開催	30,000	1
	世代間交流サークル桜	囲碁まつり、プロ棋士による 囲碁の指導教室	プロ棋士から指導を受け、棋力の向上を目指すとともに、懇親会を開催し、プロ棋士を身近に感じるとともに、囲碁を通じ世代を超えて親睦を図る	だれでも参加できる、プロ棋士を招いての希望者と指導碁、また指導後の懇親会の開催	157,000	1
	つくしんぼの会	歌声サロン	高齢者で、家で淋しく過ごしている方々の居場所作り(場所の提供)、皆で集まり楽器の演奏に合わせて一緒に大きな声で歌い美しい曲を聴くことによる仲間作り	年3回の、見沼区にお住まいで希望される方がだれでも参加できる、皆と一緒に歌ったり聞いたりする歌声広場の開催	48,000	1
	NPO法人 さいたまスポーツクラブ	親子ふれあいサッカークリニック	区内の幼児を対象に、サッカーを通じたコミュニケーションにより親子の絆を深めること	大宮アルディージャ専任のプロコーチ指導によるサッカークリニックの開催	99,000	3
	みぬマルシェ(地産地消市) 実行委員会	みぬマルシェ(地産地消市)	見沼区産の野菜等の直売を行うことにより、区民が地元の生産者とふれあい、地産地消を促進し、地域の魅力を発信して見沼区産の野菜等のブランド化を図ることに資する	事業目的に賛同した地元生産者が出店し、区民には区報への掲載や自治会の回覧やポスター掲示の協力と実行委員によるチラシポスティング等で告知して、毎月月末水曜日に開催する地産地消市	45,000	2
	NPO法人 みぬまで暮らす会	実践！介護予防プログラム	①体力の低下や記憶力・持続力が弱くなってきた高齢者を元気にする。②在宅生活で孤独感や不安を抱えている高齢者に地域でのつながりを実感してもらう。③元気になることで社会参加を促す。	区民で健康に不安をもっている方を対象に、介護予防の講習と体操教室の参加することでご近所同士意識することができ、介護予防体操を継続するきっかけを提供できる	96,000	1

市民活動ネットワーク事業補助金交付一覧

年度	団体名	事業名	事業の目的	事業概要	交付申請額	通算回数
H30	NPO法人 健康増進推進会議	「元気生活のための体カテスト」に基づく改善運動教室の開催	当会では区民の誰もが楽しみながら気軽に参加できる簡単・手軽な体カテストを実施し、改善運動を紹介する事で区民への健康増進への関心を高めてまいりましたが、本年度は改善運動に基づいた運動教室を開催し、運動で身体を動かす事の気持ちよさを楽しませることを実践していただくことで、運動習慣を促します。また教室参加者同士の交流を深め、共感と向上心をつかち合う繋がりを築いていきたいと思います。	区民ならびに区内で行ってきた体カテスト参加者を対象に自立生活支援のための運動教室を10回開催いたします	73,000	1
	すまいるカフェ	介護予防講座とレクリエーション	見沼区民や地域の人のコミュニケーションの環境を企画し住み慣れた場所で生きがいのある生活を支援する	・介護予防講座(認知症、介護保険について) 見沼区民に認知症について正しい知識を持ち、認知症予防や、認知症の人や家族をサポートする 外部から講師を招き質問等を受け問題解決へ導く。 年4回14時～16時 ・レクリエーション(映画鑑賞2回・ハーバリウム作り2回) 趣味や芸術を通して地域の人の交流の場所を提供し、お互いが関心を持ち、助け合いことができ、元気な街づくりを支援する。 年4回外部から指導者を招く	49,000	1
R1	みぬマルシェ(地産地消市)実行委員会	みぬマルシェ(地産地消市)	見沼区産の野菜や果物、花卉などの直売を行うことにより、区民が地元生産者とのふれあひ、地産地消を促進し、地域の魅力を発信するとともに、見沼区の良さを食の面でも認識を高め、さらには見沼区産の野菜のブランド化を図ることに資する。	事業目的に賛同いただいた地元生産者が新鮮で安全安心な野菜等を廉価で提供・出荷し、区民には区報への掲載や自治会の協力によるチラシ回覧やポスター掲示で告知し、毎月1回、月末水曜の11時から13時に開催する地産地消市。	40,000	3
	NPO法人健康増進推進会議	脳活健康教室の開催	毎日を健康的に過ごすためには身体と同じように脳にも運動とリラクゼーションが必要です。世代を超えて楽しめる脳活教室を開催し紹介することで、生活に脳活習慣を取り入れることを促します。また参加者同士の交流を深めつながりを築くことで、世代を跨いだコミュニティの輪を広げていきたいと思います。	区民を対象に脳活健康教室として精油を使ったアロマペンダントの作成教室を1回、また折り紙教室を4回開催いたしました。	100,000	1
	るびなす文庫	「るびなす文庫のイベントを楽しもう！」の開催	・見沼区の地域に住む人々と絵本や児童書を通して交流ができるように、楽しいイベントを行う。 ・人と人、人と本、人と人、世代をつなぐ交流、地域の人の交流を目指す。	・見沼区の子育てをする人々を中心に、世代を超えて、交流できるイベントを実施する。 (内容詳細) ・絵本の魅力を語ってくれる講師による講演会を企画、その後、交流会 ・絵本プラス音楽、手遊び、工作などで交流する。	50,000	1
R2	るびなす文庫	「るびなす文庫のイベントを楽しもう！」の開催	見沼区の地域の人々が、絵本や児童書を通して交流すること。人と本、人と人、世代を越えてつながる交流、地域の人々との交流を目指す。	見沼区の地域の人々が絵本や児童書を通して交流できるイベントを年に4回実施する。 (内容詳細) ①「読書会・読書感想文の書き方」の会 ②「絵本・お話し・お楽しみ会」 ③「るびなす文庫のクリスマス会・お楽しみ会」 ④「紙芝居・音楽会を楽しもう！」	48,000	2
R3	るびなす文庫	「るびなす文庫で絵本と紙芝居の世界を楽しもう！」の開催	見沼区の地域の人々が、絵本や紙芝居を通して交流すること。人と本、人と人、世代を越えてつながる交流、地域の人々との交流を目指す。	見沼区の地域の人々が絵本や紙芝居を通して交流できるイベントを年に4回実施する。 (内容詳細) ①「みんな あつまれ！夏休みのイベント」 ②「みんな あつまれ！英語と日本語のお話し会」 ③「たのしい クリスマス会」 ④「紙芝居・音楽会(パンフルート・オカリナ・歌)を楽しもう！」	32,000	3
R4 実施 決定	アトリエ・アルテコンテ	アトリエ・アルテコンテのイベントを通じて、芸術を身近に感じよう。	芸術を身近に感じ楽しむことは健康な文化的生活を営む上で大変重要と考えます。そのため参加者同士がこの事業による交流を通じて自由な発想を持ち、生活を創り出す意識を持てるようにすることを目的とする。	見沼区民を対象にアートワークショップと音楽会を開催する。 【内容詳細】 ①デザイナーを招いて「デザインのお話」を聞く。「色と形のアートワークショップ」参加者と制作を楽しむ。 ②造形作家を招いて「ふしぎの造形アートワークショップ」参加者と制作を楽しむ。出来た作品のお話を聞く。 ③「スコットランドの風・バグパイプがやってくる！」スコットランドの伝統楽器バグパイプの音色を楽しもう。日本のバグパイプ演奏の第一人者を招いての演奏会。伝統楽器バグパイプのお話も。	115,000	1
R4 実施 予定	特定非営利活動法人 スポーツみらいLab	バドミントン初打ちまつり	バドミントン競技の振興とスポーツを通じて地域の活性化をはかる。	多くの地域住民にご参加いただき、今後、何年も続く1/4の見沼区の恒例行事とする。スポーツをしたくてもする場所がないと言ふスポーツ振興の課題解決に向け活動している当NPO法人の趣旨を広く市民に知ってもらい、行政との協働を通してスポーツ施設を増やす活動に繋げる。	200,000	1

(2) 事業 PR

様々な広報媒体で団体情報の PR を行っています。

①区役所多目的室前の PR コーナー

団体ごとに、チラシの配架・掲示スペースを設けています。ご自由にご使用ください。

②見沼区市民活動ネットワーク PR 動画の放映

区役所多目的室前の PR コーナーとコミュニティ課前にてポータブル DVD プレーヤーを使い、市民活動ネットワーク登録団体紹介動画を放映。



③見沼区市民活動ネットワーク広報紙「つながる」

毎年度3月発行。区内自治会での回覧・公共施設で配布。

④見沼区市民活動ネットワークのホームページでのPR

さいたま市ホームページ内の見沼区市民活動ネットワークのページに、団体紹介を掲載しています。

記載情報などに変更があれば、登録事項変更届出書をご提出ください。

様式は以下のページからダウンロードできます。

さいたま市ホームページ内「見沼区市民活動ネットワーク」様式集

URL : <https://www.city.saitama.jp/minuma/001/002/008/p074099.html>



⑤見沼区公式 Twitter

見沼区役所公式 Twitter で、団体紹介や事業のお知らせを投稿します。

掲載希望のある団体は、別添の Twitter 掲載依頼票をご記入の上、掲載希望日 5 日前までにご提出ください。様式は前述の「見沼区市民活動ネットワーク」様式集のページからダウンロードできます。

～Twitter について～

- ・本文は 140 文字以内です。
140 文字を超える場合は、2 つに分けてツイートすることもできます。
- ・写真は 4 枚まで掲載可能です。
- ・イベントのチラシなどを載せることもできます。
- ・ホームページ等へのリンクを掲載できます。
- ・ハッシュタグ “#” を付けると、共通の話題を発信している方と繋がりやすくなります。(例：#あじさい)



⑥市報さいたま（見沼区版）

紙面に余裕があるときに限ります。掲載希望月の 3 ヶ月前にご相談ください。

掲載例

膝子こいのぼり祭り


今年も大空に、150尾ほどの大きなこいのぼりが泳ぎます！青空のこいのぼりと雄大な見沼田んぼを楽しみながら、子どもたちの記憶に残るひと時を過ごしてみたいいかがでしょうか。

日時 5月5日 祝 10時～14時 (雨天・強風の場合は中止)

会場 七里総合公園・環境広場 南側 **内容** ウォークラリー、ゲーム・模擬店など

主催 膝子こいのぼりの会

※不要になったこいのぼりの寄附を受け付けています。 問合せ ● 膝子こいのぼりの会(中野) ☎090・5806・2817



見沼区市民活動ネットワーク Twitter 掲載依頼票

団体名： _____

内容	団体紹介 ・ 事業のお知らせ (事業名) ※事業のお知らせの場合は事業名もご記入ください。
掲載希望日	年 月 日
添付画像 (最大 4 枚)	有 (枚) ・ 無 ※有の場合は画像データをコミュニティ課までお持ちいただくか、 メールで送付ください。 ※チラシのデータでも可とします。
本文 (1 ツイート につき、 140 文字ま でとなります。)	
リンク先 URL	

メール・FAX・郵送又は直接コミュニティ課までご提出ください。コミュニティ課でツイートを作成後、確認のご連絡をさせていただきます。確認終了後、ツイートとなります。

見沼区コミュニティ課 企画係
 (TEL) 048-681-6020
 (FAX) 048-681-6161
 (E-mail) minumaku-community@city.saitama.lg.jp